

## 茨木市立小中学校メディアサポーター配置事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨木市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）にメディアサポーターを配置することに関し、茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年茨木市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (配置校の決定)

第2 メディアサポーターの配置は、校長が提出するメディアサポーター配置に係る計画書（様式第1号）及び当該学校の実態を分析、検討し、予算の範囲内で茨木市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が決定する。

### (資格)

第3 メディアサポーターは、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のいずれかの教員免許を有する者
- (2) 司書の資格を有する者
- (3) 前1、2号に掲げる者に準ずると教育長が認める者

### (業務内容)

第4 メディアサポーターは、校長及び司書教諭等の指揮監督の下、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校図書館の整備（蔵書管理、環境整備等）に関すること
- (2) 学校図書館の運営（貸出、レファレンス等）に関すること
- (3) 学校図書館を活用した授業等の支援（図書資料等の準備、紹介、図書物流の活用等）
- (4) 児童・生徒の心の居場所に関すること
- (5) 市立図書館との連携に関すること
- (6) 図書館ボランティアとの協働に関すること
- (7) その他、茨木市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める事項に関すること。

2 業務の詳細は、メディアサポーターと配置校の校長が協議の上、決定する。

### (活動の期間及び日数)

第5 活動期間は、教育長が配置を決定した日から当該日が属する年度の末日までとし、活動日数は、教育長が別に定める。

### (サービス)

第6 メディアサポーターは、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。

2 メディアサポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 メディアサポーターは、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 メディアサポーターは、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会及び校長の指示に従わなければならない。

5 メディアサポーターは、職務遂行に必要な資質の向上に努めなければならない。  
(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、メディアサポーターの配置に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。